

佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する業務委託の契約に係る入札の透明性及び公正性の向上を図るため、予定価格及び最低制限価格を決定する事務処理手続等に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、佐世保市財務規則(昭和44年規則第9号。以下「規則」という。)、その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱の対象となる業務は、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱(平成25年10月2日施行)第2条に規定する業務とする。

(予定価格の設定)

第3条 予定価格は、規則第166条第1項及び第2項の規定に基づき、佐世保市財務規則事務取扱要領第4各号により設定するものとし、その設定方法は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を加算する前の積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額(以下「税抜き予定価格」という。)に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではない。

- (1) 単価契約の場合
 - (2) 100円未満を切り捨てない予定価格を設定する場合。ただし、その理由を決裁に記載している場合に限る。
- 2 長期継続契約の場合の予定価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で定めるものとし、前項の規定は、その設定について準用する。
- (1) 単価契約で行うもの 単価
 - (2) 年額にて設定することが必要であるもの 年額
 - (3) 契約期間にて設定することが必要であるもの 契約期間の総額
 - (4) 前項以外のもの 月額
- 3 歩掛り(国・県が定める歩掛り表又は市が独自に定める歩掛り表その他これらに準ずる資料((一社)経済調査会が公表する図書等)における算式及びその基準となる単価をいう。以下同じ。)を予定価格の積算基準とする業務は、次に掲げる業務とする。
- (1) 別表に規定する業務。ただし、(4)については入札により契約を締結する

ものに限る。

- (2) 前号に定める業務以外で、歩掛りによる積算が可能な業務
(最低制限価格設定業務)

第4条 最低制限価格を設定する業務（以下「最低制限価格設定業務」という。）は、別表に規定する業務のうち、次の全てに該当する業務とする。

- (1) 主管部局において入札及び契約事務を行うもの
- (2) 歩掛りにて予定価格の積算を行うもの
- (3) 競争入札に付するもの

2 前項の最低制限価格設定業務以外の業務については、規則第166条の3第1項第4号の規定により別に定めるものを除き、最低制限価格の設定は行わないものとする。

(最低制限価格に係る定義)

第5条 この要綱において最低制限価格に係る用語の意義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 ランダム化 パソコン等におけるランダム関数等に基づき算出されたランダム係数（変動範囲を、1.000以上1.005以下とする係数をいう。以下同じ。）を使用して最低制限価格を算定する方法をいう。
- 2 入札書比較予定価格 予定価格から消費税等相当額を除いた額をいう。
- 3 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる額で、次項に定める算式にて算出された額に消費税等相当額を加算した額とする。
- 4 税抜き最低制限基本価格 次に定める算式により算出された額（当該額に100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）をいう。
入札書比較予定価格 × 100分の81
- 5 最低制限価格 次条に定める算式により算出された額をいう。
- 6 入札書比較最低制限価格 次条第1号の算式1又は第2号の算式1により算出された額をいう。

(最低制限価格の算出方法)

第6条 最低制限価格設定業務に係る最低制限価格の算定方法は、次に定める算式により算出することとし、ランダム化を必須とする。

(算式1 入札書比較最低制限価格の算出)

入札書比較最低制限価格 = 税抜き最低制限基本価格 × ランダム係数

備考 算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切

り捨てるものとする。

(算式2 最低制限価格の算出)

最低制限価格 = 入札書比較最低制限価格 + 消費税等相当額

備考 算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(ランダム化を行う際の留意事項)

第7条 この要綱に基づきランダム化による最低制限価格を決定するときは、次の各号に留意し入札を行うものとする。

- (1) 規則第161条に規定する公告又は規則第174条第1項に規定する指名を行う際に告知するものとする。
- (2) あらかじめ予定価格及び最低制限基本価格を決定し、予定価格調書(様式1)を作成しなければならない。ただし、予定価格調書の最低制限価格欄は、開札会場において、ランダム化により決定した時点で、入札執行者が記載及び押印するものとする。
- (3) 入札執行者は、最低制限価格の決定に要するランダム化を行う旨を宣言した後に、パソコン操作によりランダム化を実行するものとする。

(予定価格等の公表)

第8条 予定価格及び最低制限価格については、開札後、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)があるときは、契約締結後に公表するものとする。ただし、発注者が公表することを不相当と判断した場合、又は入札が不調に終わり落札者等がない場合は、予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

(佐世保市コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の廃止)

2 佐世保市コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱(平成25年7月1日施行)は、廃止する。

(佐世保市消防設備点検業務にかかる最低制限価格の決定等に係る事務処理要

綱の廃止)

- 3 佐世保市消防設備点検業務にかかる最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱（平成25年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の佐世保市建設コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

- 2 改正後の規定は、令和7年度以後に締結する契約について適用し、令和6年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月3日から施行する。

- 2 改正後の規定は、令和8年度以後に締結する契約について適用し、令和7年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

業務名
(1) 佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱（平成26年9月2日施行。以下「清掃・警備要綱」という。）第2条第1号に規定する清掃業務
(2) 清掃・警備要綱第2条第2号に規定する警備業務
(3) 佐世保市消防設備点検、消防設備保守点検業務の業者指名及び再委託に関する事務取扱要綱（平成27年4月23日施行）第2条第1項に規定する消防設備点検業務
(4) 佐世保市除草業務、剪定業務、伐採業務等の契約事務に関する要綱（平成26年4月1日施行）第2条に規定する剪定業務
(5) 佐世保市土地家屋調査業務の契約事務に関する要綱（令和8年3月3日施行）第2条第1号に規定する土地家屋調査業務

(様式1)

予定価格調書 (最低制限価格・ランダム化)

業務番号											
業務名称											
予定価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札書比較予定価格 <small>(予定価格から消費税及び地方消費税額を除いた額)</small>	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円 0 0
最低制限基本価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税抜き最低制限基本価格 <small>(最低制限基本価格から消費税及び地方消費税額を除いた額)</small>	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円 0 0
上記のとおり定める。 年 月 日 設定者 印											
最低制限価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札書比較最低制限価格 <small>(最低制限価格から消費税及び地方消費税額を除いた額)</small>	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
上記のとおり決定した。 年 月 日 入札執行者 印											